

【改正】（定期保険及び第三分野保険に係る保険料）

9-3-5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。）又は第三分野保険（保険業法第3条第4項第2号《免許》に掲げる保険（これに類するものを含む。）をいい、特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。以下9-3-5の2までにおいて同じ。）については、9-3-5の2《定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い》の適用を受けるものを除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 保険金又は給付金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。
- (2) 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

④1 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

2 (1)及び(2)前段の取扱いについては、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険（ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る。以下9-3-5において「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」という。）に加入した場合において、当該事業年度に支払った保険料の額（一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額）が30万円以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、これを認める。

【解説】

1 本通達は、法人が自己を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする定期保険又は第三分野保険に加入してその保険料を支払った場合の取扱いを明らかにしている。

「定期保険」とは、一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいう。一般的には、終身保険や養老保険と合わせて第一分野保険と称され、保険業法第3条第4項第1号《免許》に掲げられている。

「第三分野保険」とは、同項第2号に掲げる保険をいい、同号では、人が疾病にかかったこと（同号イ）、傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態（同号ロ）、傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡（同号ハ）、同号イ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの（人の死亡を除く。）（同号ニ）、同号イ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療を受けたこと（同号ホ）に関し、「一定額の保険金を支払うこと又

はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険」と規定されている。「第三分野保険」の商品内容は極めて多岐にわたるが、例えば「傷害保険」、「疾病保険」、「がん保険」、「医療保険」、「介護保険」と称される保険商品などが該当する。また、保険業法の適用を受けない外国の保険商品や共済商品などであっても、定期保険又は第三分野保険に類するものについては本通達の取扱いが適用される。

さらに、本通達の対象となる「定期保険」又は「第三分野保険」は、特約が付されているものを含むとしている。「特約」には、例えば傷害特約のように保険事故が生じた場合に主契約とは別に保険金又は給付金の支払があるものと、例えば保険料払込免除特約やリビングニーズ特約のように主契約とは別に保険金又は給付金の支払がないものがあるが、前者の特約に係る保険料を支払った場合には、主契約に係る保険料とは区別して取り扱うこととなる（基通9-3-6の2）。

- 2 法人が支払った保険料（以下「支払保険料」という。）の額については、保険金又は給付金の受取人の区分に応じて取り扱うこととしており、受取人が当該法人である場合には、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入することとしている。

また、受取人が被保険者又はその遺族である場合にも、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入することとしている。これについては、受取人である被保険者又はその遺族に対する給与として取り扱うという考え方もあるが、被保険者に保険事故が生じた場合に初めて保険金又は給付金が支払われることからすれば、保険料の支払段階でおよそ一律に給与課税するというのも実情に即さないため、一種の福利厚生費として損金算入を認めることとしている。ただし、被保険者が役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみである場合には、当該役員又は使用人に対して経済的利益を供与したものとすることが相当であるから、その保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与として取り扱うこととしている。

なお、所得税基本通達36-31の2《使用者契約の定期保険に係る経済的利益》においても同様の取扱いを定めており、第三分野保険も含め所得税においても同様に取り扱うこととなる。

- 3 ところで、法人税法上、当該事業年度の損金の額に算入される費用の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとされている（法22③④）。また、企業会計原則では、前払費用については、当期の損益計算から除去し、資産の部に計上しなければならないとされており（企業会計原則第二損益計算書原則一、原則第三貸借対照表原則四、財務諸表等規則16、31の2）、このような会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものと認められる。

保険期間が複数年となる定期保険又は第三分野保険の支払保険料は、加齢に伴う支払保険料の上昇を抑える観点から平準化されているため、保険期間前半における支払保険料の中には、保険期間後半における保険料に充当される部分、すなわち前払部分の保険料が含まれている。しかし、その平準化された定期保険又は第三分野保険の保険料は、いわゆる掛捨ての危険保険料及び付加保険料のみで構成されており、これらを期間の経過に応じて損金の額に算入したとしても、一般に、課税所得の適正な期間計算を大きく損なうこともないと考えられることから、その支払保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入することとしている。

しかし、特に保険期間が長期にわたるものや保険期間中に保険金額が逡増するものは、その保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払部分の保険料が含まれており、中途解約をした場合にはその前払部分の保険料の多くが返戻されるため、このような保険についても本通達の取扱いをそのまま適用すると課税所得の適正な期間計算を損なうこととなる。

そのため、このような保険については、前払費用は資産に計上するという原則的な考え方にのっとった取扱いとすることが適当であるため、保険期間が3年以上で最高解約返戻率が50%を超えるものについては、本通達の取扱いによらず、法人税基本通達9-3-5の2《定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い》の取扱いによることとしている。

- 4 支払保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入するのであるが、保険期間が終身で保険料の払込期間が有期（例えば、20年払や70歳払込満了など）である第三分野保険の場合には、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳（公益社団法人日本アクチュアリー協会が作成した第三分野標準生命表2018（男）における最終年齢）に達する日までを計算上の保険期間とし、原則として、当該期間の経過に応じて損金の額に算入することとなる。本通達（注）1では、このことを明らかにしている。

他方、保険期間と保険料の払込期間のいずれもが終身である第三分野保険の場合には、その支払った保険料の額を支払った日の属する事業年度の損金の額に算入することとなる。

- 5 本通達の本文のとおり、定期保険又は第三分野保険に係る支払保険料の額は、原則として、保険期間の経過に応じて損金の額に算入するのであるが、納税者の事務負担に配慮し、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入した場合において、一の被保険者につき当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、その処理を認めることとしている。本通達（注）2では、このことを明らかにしている。

この取扱いは、令和元年改正通達により廃止した平成24年4月27日付課法2-5ほか1課共同「法人が支払う『がん保険』（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて」（法令解釈通達）（以下「がん保険通達」という。）の「2(3)例外的取扱い」において認めていた取扱いについて、課税所得の適正な期間計算を著しく損なわないと考えられる範囲内で部分的に存置することとしたものである。

また、本通達（注）2において「(1)及び(2)前段の取扱いについては」としていることから明らかなおり、本通達(2)後段のように、法人が役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者とする定期保険又は第三分野保険に加入した場合には、本通達（注）2の取扱いは適用されず、その支払保険料の額は当該役員又は使用人に対する給与として取り扱うこととなる。

- 6 本通達（注）2の取扱いは「保険期間を通じて」解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険について適用することとしているため、例えば、保険料払込期間中は解約返戻金相当額がないものの払込期間終了後は解約返戻金相当額があるような保険商品には適用されないことに留意する必要がある。ここにいう「解約返戻金相当額」とは、法人税基本通達9-3-5の2の解約返戻金相当額と同義である（FAQのQ16）。

また、本通達（注）2の取扱いは、貯蓄性のない保険商品を対象としており、具体的には、解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険について適用することとしている。現在販売されている第三分野保険の中には、保険料払込期間終了後、ごく少額の解約返戻金又は死亡保険金が支払われる商品や、その保険期間中にごく少額の健康祝金又は出産祝金などと称する金員が支払われる商品が数多く存在するが、ごく少額の払戻金しかない保険商品を貯蓄性のあるものとして取り扱うのは実情にそぐわないことから、このようにごく少額の払戻金しかない保険商品については、解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険に含めて本通達（注）2の取扱いを認めることとしている。現行の保険商品では、入院給付金日額などの基本給付金額（5千円から1万円程度）の10倍としているものが多いようであり、このような払戻金は、一般的には「ごく少額の払戻金」と考えられるが、その範囲については、廃止されたがん保険通達の取扱いと同様に、支払保険料の額や保障に係る給付金の額に対する割合などを勘案して保険契約ごとに個別に判断する必要がある（FAQのQ16）。

なお、本通達（注）2の取扱いは、一の被保険者につき当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下である場合に認められるのであるが、一の被保険者がこれらの保険に複数加入している場合には、当該事業年度に支払った保険料の額を合計して判定することとなる。また、当該事業年度の途中で保険に追加加入したことにより当該事業年度に支払った保険料の合計額が30万円超となる場合には、追加加入した保険に係る支払保険料のみならず、当該事業年度前に加入した保険に係る支払保険料についても本通達（注）2の取扱いの適用を受けることはできず、期間の経過に応じて損金の額に算入することとなる。他方で、複数の保険に加入している場合で、当該事業年度の途中でいずれかの保険を解約等したことにより当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下となるときには、当該事業年度に支払った保険料について本通達（注）2の取扱いの適用があることとなる（FAQのQ17）。

6 連結納税制度においても、同様の通達改正（連基通8-3-5）を行っている。